

2024年度 東京都北区

新製品・新技術開発助成金

自らが主体となって行う実用化の見込みがある
自社の新しい製品・技術に対して助成をします。

- ◆最大**300万円**を助成（助成対象経費の**3/4**）
- ◆**脱炭素社会の実現**に貢献する開発に対し、「脱炭素化事業枠」を設定のうえ、助成率を助成対象経費の**4/5**に

＜脱炭素化事業例＞

直接的にCO₂の削減に効果を發揮する新製品、循環型社会の構築に貢献する新製品、エネルギー分野に関わる新製品、製造プロセスにおけるCO₂排出量を削減するための新技術、リサイクル性や省エネ性を向上させるための新技術、原料に非化学材・廃材等を用いた新製品・新技術 …など

～脱炭素化事業枠として認定されない例～

搬送、運搬等の物流プロセスにおいて発生するCO₂を削減する取り組み

出荷製品を製造するために内製する治具や工作機等の製造に関わるCO₂削減技術 …など

※申請時に「脱炭素化事業枠」「通常枠」のどちらかを選択下さい

- ◆申請受付期間 **4月1日～4月30日**

※火～金 9時から15時まで

※電話予約のうえ、内容をご説明いただける方がお越しください。

- ◆助成対象経費

- 原材料・副資材費 機械装置・工具器具・ソフトウェア費
- 工業所有権導入費 技術指導受け入れ費
- 外注費

* 最大150万円、助成対象事業に要する経費の合計額の1/2以内

- 直接人件費（ソフトウェア開発のみ）

*個人事業者自らに対する報酬は対象外

* 最大150万円、助成対象事業に要する経費の合計額の1/2以内

※消費税、振込手数料、交通費等の間接経費は対象外

採択された事業者様は、専門相談員による重点的な支援が受けられます！

- 例)
 - ・新製品・新技術開発に伴う、技術的な課題の相談
 - ・開発後の販路拡大に関する相談



東京都北区 産業振興課 商工係

TEL 03-5390-1235 FAX 03-5390-1141

詳しくは北区HPをご覧ください→



【助成対象者】

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する、中小企業者のうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)から(8)の条件を全て満たしている者

- (1) 区内に本社又は主たる事業所を有する中小企業
- (2) 区内に事業主の住所がある個人事業者
- (3) 区内中小企業者 2 / 3 以上で構成された中小企業グループ
※ 2社で構成される場合は2社とも区内中小企業者の場合に限る
- (4) 製造業又は情報通信業のうちソフトウェア業を営んでいること
- (5) 区内で引き続き 1 年以上事業を営んでいること
- (6) 前年度の法人都民税、住民税を滞納していないこと
- (7) 大企業が実質的に経営に参画していないこと
- (8) 同一事業の内容で他の公的機関から助成を受けていないこと

【申請から助成までの流れ(予定)】

